

調布市観光協会公衆無線LAN(Wi-Fi)環境整備事業補助金 募集要領

■ 1 事業の目的

アフターコロナや円安などを契機とした、外国人旅行者をはじめとする来訪者の利便性や回遊性を向上させることを目的に、スマートフォン等の情報通信機器を利用し、市内の観光・店舗情報などを無料で閲覧できるよう公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を行う。

■ 2 補助対象事業者

施設を市内に所有し、又は運営する者

補助対象事業者	補助条件
(1) 観光施設 (2) 宿泊施設 (3) 飲食施設等（キッチンカーを含む） (4) 小売業を営む店舗 (5) 会長が必要と認める施設	(1) 無料で利用できること。 (2) 端末及び通信事業者の区別なく接続ができること。 (3) 店舗内にWi-Fi接続に関する掲示をすること。 (4) 店舗用Wi-Fiであること。 (5) 多言語表記に対応できること。

■ 3 補助対象事業

新規に無料公衆無線LAN(Wi-Fi)を整備すること

■ 4 申請期間

令和5年12月25日（月）から令和6年3月22日（金）まで
（事業の完了は、令和6年3月27日（水）までとなります）

■ 5 申請方法

期間内に、以下の書類を持参してください。

なお、申請時に事業の簡単なヒアリングを行いますので、ご了承ください。

- (1) 補助金の交付申請書
- (2) 見積書

■ 6 補助対象経費及び補助金額

新規に無料公衆無線LAN（Wi-Fi）を整備する費用を対象に、3万円を上限として補助する。

補助対象外経費
(1) 無線LAN機器のリース及びレンタルに係る経費
(2) 既整備の無線LAN機器の廃棄費
(3) 無線LAN機器の維持管理費
(4) 租税公課
(5) 国庫補助，都補助，又は市補助の対象となった経費

※観光協会が補助金の交付決定を通知する以前に機器購入，工事着工した場合は補助対象となりませんので，ご注意ください。

■ 7 スケジュール

- (1) 令和5年12月25日（月） 申請書配付
- (2) 12月 受理した申請書から随時交付決定
- (3) 令和6年3月22日（金） 申請締切
- (4) 3月27日（水） 事業完了

※申請金額が，予算額に達した時点で，受付を締め切ります。

■ 8 補助金申請に当たっての留意事項など

- (1) 観光協会からの補助金の支払いは，補助事業完了後の精算払いとします。
- (2) 消費税及び地方消費税は補助対象となりませんので，ご注意ください。
- (3) 予算額に達した場合は，募集期間内であっても，受付を終了します。
- (4) 複数の施設を所有・運営している場合，施設ごとに補助を受けることができます。
- (5) 現地調査を実施する場合がありますので，ご協力ください。
- (6) 事業の変更，中止等をする場合は，手続が必要となりますので，必ずご相談ください。
- (7) 補助事業者は，補助事業に係る経理について，その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し，交付年度終了後，5年間保存しなければなりません。
- (8) この要領に定めるもののほか，調布市観光協会公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業補助金交付要綱に準ずるものとします。

■ 9 問合せ・申請先

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

調布市観光協会（調布市生活文化スポーツ部 産業振興課内）

担当 田口・河内

TEL 042-481-7183 FAX 042-481-7391

E m a i l kankou@city.chofu.lg.jp

問合せ時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日，祝日を除く）